

1. 「柔道一班並ニ其教育上ノ価値」講演にみる 嘉納治五郎の柔道体系論

早稲田大学 寒川 恒夫

1. On the Concept of *Judo* as Presented by Jigoro Kano in his 1889 Lecture

Tsuneo Sogawa (Waseda University)

Abstract

On May 11, 1889, Jigoro Kano, the founder of *judo* and then 30 years old, presented a lecture entitled, "The *Judo* Concept and its Educational Value." This lecture is regarded as the first attempt to express the concepts of *judo* systematically. This paper explains the theoretical framework of these concepts, and provides a historical reconstruction of the origins. The key points are:

1. Kano's concept of *judo* consisted of three parts: the physical education system of *judo* (*judo taiikuhō*), the intellectual and moral system of *judo* (*judo shūshinhō*), and the martial arts system of *judo* (*judo shōbuhō*).
2. These first two systems are founded on Herbert Spencer's educational theories, as presented in his 1861 book, "Education: Intellectual, Moral, and Physical." The last system mirrors *jujutsu* which is regarded as the direct antecedent of *judo*.
3. Of these three components of *judo*, *taiikuhō* may be regarded as key because modern competitive sport *judo* is derived from it.
4. In 1884, the Ministry of Education decided not to use the traditional Japanese martial arts (including *jujutsu*) as teaching materials in the physical education curriculum. This decision was based on physiological studies which described nine weakness of martial arts training. It may be concluded that Kano, who was mastering *jujutsu* at that time, created *judo taiikuhō*, which corrected these nine weaknesses, in order to introduce his *judo* into the schools.

はじめに

明治22年5月11日、嘉納治五郎は大日本教育会の依頼を受けて「柔道一班並ニ其教育上ノ価値」と題する講演をおこなう。

文部大臣、イタリア公使など政府要人を前におこなわれたこの講演は、30才の嘉納が彼の講道館柔道を体系立った形で初めて世に問うたものであった。

本研究は、講演記録を基に、そこに示された嘉納の柔道体系論を再構成し、彼が体系論を構想するに至った歴史的経緯について考察しようとするものである。

I. 講演記録にみる嘉納の柔道体系

講演の中で嘉納は、柔道（「講道館柔道」¹⁾）を3つの柱によって構成する考えを提示している。3つの柱とは、「柔道体育法」²⁾、「柔道勝負法」³⁾、「柔道修心法」⁴⁾である。これら3つの柱は互いにその方向性と内容とを異にしているため、あらかじめ以下に、嘉納の説くところを整理しておきたい。

1. 柔道体育法

柔道体育法とは体育を実現するために編まれた柔道システムであり、「其目的ハ筋肉ヲ適當ニ発達サセルコト、身体ヲ壯健ニスルコト、力ヲ強ウスルコト、身体四肢ノ働キヲ自在ニスルコト等デ御座イマス」⁵⁾と述べられている。

そしてこの柔道体育法のために案出された練習法は「柔道体育法乱捕」⁶⁾と名付けられたが、それは近世の柔術の乱取が内包していた人体への危険な動作を排除し、かつ身体各部が等しく刺激されるよう動きに改良を加えたものであった。嘉納は「体育ヲ専ラトシテ致シマスニハ勝負ノ為ニハ何程善イ手デモ危険ノ恐レアル様ナモノハ悉ク省キ、又成ル丈ケ一樣ニ全体ノ筋肉ヲ働カセ、若シ或ル部分ノ筋肉ヲ多ク働カセル様ナコトガ必要ナ場合ヒニハ成ル丈ケ其練習ガ不断ニ効用ヲ為ス様ニ工夫ガ致シテ御座イマス」⁷⁾と述べている。さらに、受身（講演記録には受身の字は見えず、「手ヲ打チマス稽古」⁸⁾などと表現されている）を乱取の前提に据え、いかに彼の体育法乱捕が安全配慮に立脚したものであるかを強調している。

もっとも、嘉納は柔道体育法が柔道体育法乱捕によってのみ達成されるとは考えず、さらに、「乱捕丈ケデモ大抵動カヌ筋肉トテハ御座イマセヌケレド、尚ホ極々精密ニ調べテ見マスト或ル筋肉ハ他ノ筋肉ヨリモ其必要ノ割合ヒニ余計動イタリ少ナク動イタリスル都合ニナリマス。ソコデソノ割合ヒニ少ナク動ラク筋肉ヲ其上ニ動カセル様ニ別段ニ方法ヲ設ケルコトガ自然必要ニ成ツテ参リマス」⁹⁾と述べて「講道館ノ体操ノ形」¹⁰⁾を設け、これをあわせおこなうことであつたき柔道体育法が実践されると説いている。

講道館ノ体操ノ形は、柔道体育法の一半である柔道体育法乱捕と対をなすべく、講演記録では「柔道体育法ノ形」¹¹⁾とも記されるが、それは、乱捕が、これに耐える強靭な稽古着と安全な練習場など特別の施設用具を不可欠にするのに対し、その不便を解消するために、普段着のまま場所を問わずに実を挙げる目的から創案されたものであった。また、「老人デモ病人デモ往来ヲ歩行スルコトサヘ出来ル人ナラバ致シマスニ決シテ差支ヘノ無イ様ナ仕組ミニ成ッテ居リマス」¹²⁾と述べて、これが老若壮健病弱を問わずいずれの人にも実践可能な運動方法であると説いている。

さらに、柔道体育法ノ形は、同じく形とは称しながらも、近世の柔術の形とは以下の意味において違っていた。つまり、柔術の形がいわば“約束された攻防パターン”の反復であったのに対し、乱取のように互いに実際に攻めあいながら、攻防の中で（もっとも攻防とは言っても、相手の衣

服をつかむのではなく、「或ハ手首ヲ持チ或ハ肩ヲ捕リ或ハ腰、胸ナドニ手ヲ當テマシテ引イタリ押シタリ」¹³⁾して相手を不安定な姿勢にし、その状態において投げ技を施すというものであった。そして、技は施しても相手を投げることはしない。「互ニ自分ノ体ニハ安全ノ姿勢ヲ保タセ置キナガラ相手ノ体ヲ不安全ノ姿勢ニ成ラセル様ニト種々工夫ヲ為テ行ク」¹⁴⁾のである。ここには、後代の作りと掛けの発想がみられる。

ともあれ、乱捕と形とによって編まれた柔道体育法は、徹底した安全性と調和のとれた身体発達とを原理に求めていることが理解される。

2. 柔道勝負法

講演にいう勝負法とは、今日的なスポーツ競技の意味ではない。近世の柔術が目的とした殺傷を意味させている。戦場あるいは平時における殺傷捕縛法、それを柔道勝負法と称しているのである。嘉納は「柔道勝負法デハ勝負ト申スコトヲ狭イ意味ニ用ヒマシテ人ヲ殺ソウト思ヘバ殺スコトガ出来傷メヨウト思ヘバ傷メルコトガ出来捕ヘヨウト思ヘバ捕ヘルコトガ出来又向フヨリ自分ニソノ様ナコトヲ仕掛けテ参ツタトキ此方デハ能ク之ヲ防グコトノ出来ル術ノ練習ヲ申シマス」¹⁵⁾と述べている。

勝負法は「投、当、固」¹⁶⁾の3方法から編まれている。

講演では、投げは、「手技」¹⁷⁾「腰技」¹⁸⁾「足技」¹⁹⁾「真捨身技」²⁰⁾「横捨身技」²¹⁾の5種に分類され、手技2種（浮落、背負投）、腰技4種（浮腰、払腰、釣込腰、後腰）、足技4種（足払、小外刈、大外刈、内股）、真捨身技2種（巴投、裏投）、横捨身技3種（横掛、浮業、横車）の計15種が実演紹介されている。

注意すべきは、これら投技が上述した柔道体育法ノ形でみたのと同じ作りの原理によって「投の理合ヒ」²²⁾が説明されていることである。柔道体育法ノ形、柔道勝負法の投、それに柔道体育法乱捕、つまり嘉納が構想する投げは等しく作りの原理によって展開するのである。この点は、近世の柔術の投げが逆関節をとるなど、相手の身体に損傷と苦痛とを与えるかたちで施された（後述）のと質をちがえている。

次に固については、絞め技8種（並十字絞、逆十字絞、後裸絞、片手絞、突込絞、袖車、両手詰、送襟）、抑え技3種（四方固、袈裟固、肩固）、関節技数種が実演され、また当については「ソノ仕方ハ実ニ沢山御座イマスガ、我ガ拳デ相手ノ両眼ノ間ヲ突クカ、胸部ヲ突クカ、胸骨ノ少シ下ノ處ヲ突クカ、足先キテ相手ノ睾丸ヲ蹴ルカ、致シマスノガ最モ普通ノ仕方デ御座イマス」²³⁾と説明している。

以上の勝負法は、それではどのようにして練習するのか。この点について嘉納は、近世の柔術が専らとした形による約束稽古に加え、「実際ノ勝負ハ効験ノアル手ハ不断ハ危険デ出来マセズ。不断致シテモ危険デナイ手ハ実際ノ勝負ニ効験ノ少ナイ訳デ御座イマスカラ勝負法ハ専ラ形ニ拠テ練習致サ子バ成リマセヌ。シカシ初メカラ一種ノ約束ヲ定メテ置イテ極危険ナル手丈ケハ省キ、又打ツタリ突イタリスルトキハ手袋ノ様ナモノデモ嵌メテ致シマスレハ勝負法ノ乱捕モ随分出来ヌコトモ御座イマセヌ」²⁴⁾と述べて、乱取の可能性をも指摘する。

3. 柔道修心法

柔道修心法を嘉納は次のように説明している。「徳性ヲ涵養スルコトト智カレヲ練ルコトト、勝負ノ理論ヲ世ノ百般ノコトニ応用シテ物ニ接シ事ニ当ツテ自カラ処スル所ノ方法ニ熟練サセルコトトノ三ツニ就テデ御座イマス」²⁵⁾。

嘉納の柔道修心法は、当時欧米から流入していた三育主義教育思想の知育と德育とに相当するものであることは、つとに多くの研究者が指摘したところであった。

このうち、德育にあたる部分は、近世において柔術が禅や士道論をとりこむことで既に豊かに孕んでいた精神修養文化に相当するものであるが、異なるのは、嘉納の修心法では、修心法によって達せられた個人の徳性は国への愛に収斂される方向性を有していたことである。この愛を嘉納は「愛國ノ心」²⁶⁾と表現し、「自國ヲ重ンジ、自國ノ事物ヲ愛シ」²⁷⁾と説明する。ここには、日本人が初めて経験する国民意識形成に対する嘉納の強い教育意志がみてとれるのである。

次に興味深いのは、知育の内容である。嘉納は自覚的な柔道練習のなかで涵養される「観察、記憶、試験、想像、言語及び大量」²⁸⁾の諸知力が、柔道以外の活動にも有効に転移すると説き、柔道が知育（より正しくは基本的な思考方法）鍛磨の諸条件を備えていると主張する。

ここで、嘉納の独特的な諸用語について説明を加えておくのは適切であろう。試験とは今日いうテストの意ではなく、実験の意味であり、仮説を検証する精神活動を指している。想像とは新しい工夫を生み出す精神活動のこと、さらにこの用語は、近世の芸道や稽古論が重視した守破離の離に相当する部分を意味させてもいる。嘉納の面目が現われるのは言語である。嘉納はこれを柔道の理合を筋道立って説明する能力と述べている。この点は、近世の柔術が形稽古を専らとして言語による技の説明を欠落させる傾向を有していたのと大いに異なっている。嘉納は後年、彼の柔術修行時代を回想して「隅返のよく出来る師があり、あまりに巧みに掛るので、その理合を質問しても、「お出でなさい」といきなり投げ飛ばす。起き上ってまたたづねると、「なあにお前さんがそんなことを聞いて判るものか、唯数えあければ出来るやうになる。さあお出でなさい」とて、投げつけて投げつけて、その技を体で会得さした」²⁹⁾と述べているのである。彼のこうした疑問が言語による技の伝達指導（今日風に言えば技術・技能の概念化、あるいは認識学習）重視のアイデアを生み出す一因となったといえよう。「大量」とは、新しい考え方、他の人の考え方を進んで受け入れ、また種々雑多な情報を適切に整理し、まとめあげる能力をいう。嘉納の柔道では、これら諸知力が、技の向上をめざす自覚的練習の中でとぎすまされてゆくとされるのである。

最後に「勝負ノ理論ヲ世ノ百般ノコトニ応用スル」について。ここにいう勝負の理論とは勝負において勝をおさめるのに要請される事柄すなわち自己と敵との有する力の諸条件、それに両者が置かれた自然的環境条件などについてあらかじめ冷静に分析することを指すが、柔道勝負において涵養されるこの能力を、経済、政治、教育、軍事など諸分野において応用し、実効をあげることを意味させている。

もっとも、嘉納の勝負ノ理論そのものは、敵を知り己を知るに百戦あやうからずとしてすでに近世の兵法書や武道書に散見する考えであることは述べておかねばならない。

以上、講演記録にみる嘉納の柔道体系論を整理した。嘉納は柔道を目的別に体育法、勝負法、修心法に3分するが、しかしこれらが互いに分かちがたく統合してある状態を彼が柔道と認識していたことは、3法説明に先立ち「コノ三ツノコトハ相須ツテ柔道ヲ為スノデスカラ全ク離シテ別ニスルコトハ出来マセヌ」³⁰⁾と述べているところからも理解される。

II. 近世の柔術体系論との連続性と断絶性

嘉納の柔道論は、日本においては明治年間より始まる欧米流の三育主義教育思想に基づき体系化されたものであったが、なおも柔術体系論との親縁性を随所に認めることができる。本節ではこの問題を扱い、嘉納柔道論のオリジナリティについて考察しようとしている。

柔術との親縁性は、嘉納みずからが講演冒頭において柔術を柔道の前身と位置づけて説明するところから明らかであるが、注目されるのは「柔術ノ元来ノ目的ハ勝負ノ法ヲ練習スルコトニ相

達ハ御座イマセヌガ、間接ノ目的トシテ体育ト練心トガ御座イマシタ」³¹⁾と述べている個所である。

この発言は、柔道体育法、柔道勝負法、柔道修心法によって構想された嘉納の講道館柔道体系論がすでに近世の柔術において十分に認識せられていたかの印象を与える。しかし、講演において用いられた体育の概念を厳密に吟味すると、柔道体育法の発想は柔術が有したものではなく、嘉納において初めて認識せられたものであることが理解される。

そもそも体育の語は明治9年に造語されたものであり、それ以前には現われないことが明らかにされている。造語者は近藤鎮三であり、彼が『文部省雑誌』第6号に寄せた「小児教育ノ本意、独逸教育論抄」において *Körpererziehung* に体育の語を当てたのが初見とされる。もっとも、近藤以前に *Körpererziehung* あるいはこれに該当する英語の *physical education* には、明治6年12月の『学監米人博士ダウキッド・モルレー申報』にみえる「身体ノ康寧」以来、「体ノ教」「身体ニ関スル教育」「身体教育」「身教」などいくつかの訳造語が現われたが日本語として定着せず、近藤の体育の語によってこれが果されたという経緯があった³²⁾。

問題は、この体育がどう理解されていたかである。今日の研究では、Spencer, H が1861年に著した *Education: Intellectual, Moral and Physical* に代表されるように、当時の三育主義教育思想は、人間をまず心身二元論によってとらえ、このうちの心を教育する分野として知育と德育を、そして身を教育する分野として体育を認識していたとされる³³⁾。

つまり、体育が対象とするのは精神から切り離された純粹に生理学的対象として在る身体であり、かくとらえられた身体を理想の身体状態にもたらす教育的営みが体育であって、従ってそこでは精神への影響は問題にされない。諸種の器具によって測定可能な身体が扱われる所以である。そして実際に嘉納が講演の中で用いた体育も、実にこの内容のものであった。このように理解された体育を柔術体系論の中に認めるることは、適切でないのである。

それは第一に、柔術修行においては、その最終目的是仏教的な悟りの境地（不動心、心身一如など禅語によって表現される）に至ることに求められていて、従ってそこでは、精神陶冶に一元的に向かう柔術が想定されており、心を含まない身の鍛錬という認識はまだ析出していないからである。

第二に柔術では敵の殺傷捕縛の目的が最優先せられて各個の技が組み立てられていて、体育の“調和のとれた身体発育に資する”の原理とは質をちがえているからである。例えば同じ一本背負を柔術と柔道において比較するなら、例えば竹内流で目録に属する形の「紅葉狩」にこの技はみえるが、そこでは、相手が右手で打ちくるところを一本背負に投げて（しかもこの時、左手で相手の右手首を取り、右手を相手の右腋下に当てて、相手の右肘を伸ばしたまま、つまり肘関節を逆にとつて痛めるように投げて仰向けにし、その腋下に当身を入れ、さらに俯せにひっくり返して再び腋下に蹴込みを入れ、終わる³⁴⁾。つまり紅葉狩では、一本背負は腋下への当て身と蹴込みとによって相手を殺傷する最終目的のための手段（しかも投げたあとの相手の殺傷を容易ならしめるためにあらかじめ肘関節にダメージを与えておく危険な手段）として位置づけられているのである。これに対し嘉納の柔道体育法では、作りと掛けと受身による投げの合理化と安全化に基づいて、投げそのものを目的とする（別言すれば、投げの美しさを目的とする）行為へと変化を遂げているのである。柔道体育法乱捕における一本背負は、もはや相手の肘を傷つけることもなければ、投げそのもの以外の手段となることもなかった。

この点（投げの目的化）は嘉納によって十分に意識せられていたことは、本講演の前年に嘉納が『日本文学』誌に寄稿した「柔術及び其起源」と題する文章中の、以下に引く発言からも明ら

かとなろう。そこでは、柔術の「発達進歩」³⁵⁾の今日的段階というニュアンスで次のように述べられているのである。「斯の如くなるときは、既に純粋の勝負術たる性質を脱し、手練の軽妙を競うて之を愉快とするに至るものなりと云うべし」³⁶⁾。

実に柔術に欠落していた体育の観念を柔道において実現したところに嘉納のすぐれた独創性をみることができよう。この柔道体育法の発想こそは、柔術との質的へだたりをもたらしたばかりか、体育法乱捕が孕む競技性（近代スポーツ的競技性）の故に、その後の講道館柔道の日本国内における盛行と国際化とを可能にした要因の重要なものであったとみることができる³⁷⁾。

このように体育法においてみごとなまでの断絶性を示した嘉納の柔道も、勝負法と修心法とににおいては、むしろ連続性を際立たせている。もっとも、柔道勝負法は近世柔術をそのまま継承しているが、柔道修心法についてはなおいくばくかの相違点を見い出すことができる。

それは、柔術と柔道修心法とが共に精神陶冶に向かいながらも、その方向性を別にしている点である。つまり、柔術にあっては達成せられるべき精神の理想の状態は極めて個人的な悟り（あるいは、儒者の林羅山が『三徳抄』において説く如くの克己）にあり、そしてその悟り（克己）が武士という特定社会階層の倫理（士道）に収斂する方向性を余儀なくされていた³⁸⁾のに対し、嘉納の柔道修心法にあっては、達成せられた理想の精神には国民意識というベクトルが付与されていたのである。武士と国民。理想の精神が向かうべき方向は、柔術と柔道修心法とでこのように異なるのである。

以上を要するに、柔術との関係については、柔道体育法において質的断絶を、しかし柔道勝負法において質的連続を、また柔道修心法においては連続と断絶の両面を認めることができるとまとめてよいであろう。

してみると、柔道体育法こそは、嘉納の柔道を嘉納の柔道たらしめている核であるといえよう。それではこの柔道体育法はどのような経緯によって発想されたのか。

III. 柔道体育法の発想経緯

この問題について考えるためには、嘉納講演当時の柔術・柔道を含む武道の置かれた歴史的状況についてあらかじめ把握しておく必要がある。

さて、維新の後に発布された徵兵令（明治6年1月）、秩禄処分（明治6年12月）、廃刀令（明治9年）など一連の政策により、近世の武士身分は消滅する。武士身分の消滅は彼らが有した武士文化の変容・消失をも意味したものであったが、武道も例外ではなかった。

もっとも、近年の武道史研究によって、近世後期には武芸が武士以外の階層にもおこなわれたことが明らかにされつつあるが、それさえも、城下に住む本来の武士とはちがって農村在住にして農民との中間的身分と称すべき郷士について問題にされており³⁹⁾、やはり武道は広義の武士文化の枠内における展開とみなされるのである。

武道は武士身分という支持基盤を失うことで消滅に向かうが、いくつかの方面において存続を模索する。その第一は興業化である。旧幕府講武所教授を勤めた榎原鍵吉が明治6年に官許を得て浅草左衛門河岸で擊劍興行を催したのを嚆矢として、以後、柔術も天神真楊流の磯正智が神田五軒町、また揚心流戸塚派の戸塚彦助が左衛門河岸で官許柔術会を開くなど、武術興行は一時活況を呈したが、しばらくののちには下火となり、ついには止んでしまう。

第二は警察方面である。維新政府は、警察制度研究のため渡欧していた川路利良の帰国をまつて明治7年に警視庁を創設し、本格的に帝都東京の治安維持に乗り出す。そして巡査の逮捕自衛

術徹底の意図から明治12年に剣術世話係を、さらに明治16年には柔術世話係を設けて武術教授に当たらせた⁴⁰⁾。その後一貫して警視庁は、幕藩体制の崩壊と共に消失するかにみえた武道の伝統を今日に至るまで庇護する空間として機能している。ちなみに、明治16年に採用された柔術世話係は、関口流の久富鉄太郎、関口新々流の仲段蔵、良移心頭流の上原庄吾と中村半助の4名であり、講道館員が請われて世話係につくのは(従って柔道が警察において指導されるのは)、明治18年から数年間館員が警視庁武術大会において抜群の成績をあげてからのことである。成績抜群をもたらしたのは自然体に基づく軽妙な体さばきにあったことは、後年磯貝一が述懐した⁴¹⁾ところであったが、それはまさしく嘉納の柔道体育法乱捕が成し遂げていた競技化革命の果実であったといってよいであろう。

警察への浸透にも増して武術家が普及を望んだのは学校であった。政府は明治5年に学制を発布して、欧米流の近代学校制度の経営に着手する。三育主義教育思想に則って展開したこの学校では、体育を実現する科目として明治6年から体操が置かれていた。

ここにいう体操とは、紀元前5世紀のギリシアの *Gymnastiké*(裸体運動 *gymnasia* つまりスポーツ的運動に関する健康学的・教育学的・コーチ学的学問体系を意味する)に遡る英語 *gymnastics*、仏語 *gymnastique*、蘭語 *gymnastiek* の訳語(明治元年に初見)であり、今日一般にいう徒手体操や体操競技など特定運動種目を指示するものではなく、広く身体的能力の改善に資するシステムを意味させている⁴²⁾。

この体操科で用いるべき教材を何に求めるかが問題になった時、政府は明治11年に体操伝習所を設け、アメリカ人医師リーランドを招へいして事にあたらせたが、そこにおいて案出されたのが普通体操(軽体操とも呼ばれた)であった。それは一定の順序に従って徒手柔軟体操と手具体操とを繰り返す運動であったが、普通とは特別の筋力を要する軍人や運動家に対する市民の意味であり、軽とは器械体操やスポーツなど運動量の大きい種目に対している。つまり、児童生徒は静和な知力を要する業に従事する者であり、こうした者には保健養生的運動こそがふさわしいとされたのである。そしてこれが、運動と健康の関係規定を追求した古代ギリシアのヒポクラテス以来の医学的体操研究の伝統に基づく科学性を有したところに、正科教材として定着する理由があった。

体操科目が設置され、その教材として普通体操が普及してゆくにつれ、武道家からは武道の教材採用を求める声が次第に高まってゆく。例えば明治12年11月発行の『文部省雑誌』には「世或ハ擊劍、練兵等ヲ以テ至良ノ体育法トシ漫ニ之ヲ学校ニ施行セント欲スルノ徒ナキニ非ズ」⁴³⁾との伊沢脩二の発言がみえるが、こうした要望が強くなるにつれ、ついに文部省は明治16年5月5日体操伝習所に対し、武術の正科教材としての適否調査を諮問する。

諮問を受けて伝習所は、柔術と剣術の師範による実演と、これに対する生理学的検討とによって明治17年10月13日、調査結果を文部省に答申する。この時、生理学的検討のために招かれたのは東京大学医学部の三宅秀、エルビン・ベルツ、ユリウス・スクリバであり、調査対象の柔術には、渋川流、天神真楊流、戸田流、起倒流の4流が選ばれている⁴⁴⁾。

結果は柔術剣術に分けることなく一括して以下のように報告された。

「二術の利とする所

- 一 身体の発育を助く。
- 二 長く運動に堪ふる力を得しむ。
- 三 精神を爽快にし志氣を作興す。
- 四 柔儒の風姿を去りて剛壯の姿格を得しむ。

五 不慮の危難に際して護身の基を得しむ。

害若しくは不便とする点

一 身体の発育往々平等均一を失はん。

二 実習の際多少の危険あり。

三 身体の運動適度を得しむること難く、強壯脆弱共に過激に失し易し。

四 精神激し易く、ややもせば粗暴の風を養ふ。

五 争闘の念志を盛んにし、徒らに勝を制せんとの風をなし易し。

六 競進に似て却って非なる勝負の心を養ひがちなり。

七 実習上各人に監督を要し、一級全体一斉に授けがたし。

八 教場の坪数を要すること甚だなり。

九 柔術の演習は単に稽古着を要するのみなれど、剣術は更らに稽古道具を要し、且つ常に其の衣類及び道具を清潔に保つこと生徒の業には容易ならず。

の理由から

一 学校正科として採用することは不適当なり。

二 慣習上行はれ易き所あるを以て、かの正科の体操を怠り専ら心育にのみ偏するが如き所に之を施さば利を取むるを得べし」⁴⁵⁾

とされ、武術の正科体操教材化はならなかつた。

嘉納の講演はこの伝習所答申の4年余後におこなわれたものであったが、注意したいのは、柔道体育法が伝習所答申に沿う形に構成されていることである。

第一に、普通体操は生理学的に測定可能な身体発育をめざしたものであったが（実際、普通体操はその効果を測定する「活力調査」⁴⁶⁾とセットで展開されたものである）、嘉納の柔道体育法も、精神陶冶をめざす柔道修心法とは別個のものとして、つまり純粹に生理学的効果をもたらすシステムとして位置づけられているのである。

第二に、「害若しくは不便とする点」（以下害と略記）として挙げられた諸条件を一つ一つ克服する形で柔道体育法が講演されているのである。つまり、柔道体育法は身体各部の調和のとれた発育を促すという説明は害の一に、危険性を徹底的に排除したという説明は害の二に、そしてとりわけ柔道体育法ノ形（講道館ノ体操ノ形）が老若壮健病弱を問わず万人におこない得て、しかも特別の練習場と稽古衣・道具を必要としないとの説明は害の三、八、九に対する改善内容とみることができるるのである。

このように、講演にみる嘉納の柔道体系論は、とりわけ柔道体育法の発想において、体操伝習所答申を強く意識して構想されたとみることができるのである。

おわりに

柔道体育法は、講演においては勝負法と修心法とに先んじてとりあげられていることに象徴的に示されたように、嘉納の柔道体系論の中心を成すものであった。柔術との明確な質的差異をもたらした柔道体育法こそは、（今日の柔道競技が柔道体育法乱捕の延長線上にあることが端的に示すように）その後の講道館柔道の国内外の普及を保証するものであったと考えてよいであろう。

しかし、在来の武術を体育の視点から再構成しようとする企ては嘉納ひとりに認められるものではなかった。例えば嘉納講演に先立つ明治21年9月20日に出版された清水国虎の『武道剣法手引草』には、第一章として「体育養心論」が設けられ、そこに「体育法」⁴⁷⁾「体操法」⁴⁸⁾として如何に剣術が至適であるかの言及をみるのである。

体操科設置と体操伝習所答申をきっかけに在来武術を体育的に編み直して正科教教材化をはからうとする大きい流れの中に、嘉納も棹さしていたと考えられるのである。

注

- 1) 嘉納治五郎, 柔道一班並ニ其教育上ノ価値, 大日本教育会雑誌, 明治22年, p. 456.
- 2) ibid. p. 457.
- 3) ibid. p. 464.
- 4) ibid. p. 470.
- 5) ibid. p. 458.
- 6) ibid. p. 461.
- 7) ibid. p. 458~9.
- 8) ibid. p. 460.
- 9) ibid. pp. 461~2.
- 10) ibid. p. 461.
- 11) ibid. p. 463.
- 12) ibid. p. 462.
- 13) ibid. p. 463.
- 14) ibid. p. 464.
- 15) ibid. p. 464.
- 16) ibid. p. 464.
- 17) ibid. p. 465.
- 18) ibid. p. 465.
- 19) ibid. p. 465.
- 20) ibid. p. 465.
- 21) ibid. p. 465.
- 22) ibid. p. 464.
- 23) ibid. p. 468.
- 24) ibid. pp. 468~9.
- 25) ibid. p. 470.
- 26) ibid. p. 471.
- 27) ibid. p. 471.
- 28) ibid. p. 473.
- 29) 桜庭武, 柔道史攷, 昭和10年, 目黒書店, p. 215.
- 30) 嘉納(前出明治22年) p. 457.
- 31) ibid. p. 449.
- 32) 木下秀明, 日本体育史研究序説, 昭和46年, 不昧堂書店, pp. 46~50.
- 33) ibid. p. 59.
- 34) 竹内流編纂委員会, 日本柔術の源流 竹内流, 昭和54年, pp. 179~180.
- 35) 嘉納治五郎, 柔術及び其起源, 日本文学, 第三, 明治21年, p. 30.
- 36) ibid. p. 31.
- 37) 柔道体育法乱捕が孕む競技性が講道館柔道のその後の盛行をもたらしたとする見方については、寒川恒夫, 柔道の国際化, 組織科学, 25—4 : 56~62を参照。
- 38) 田村圓澄, 黒田俊雄, 相良亨, 源了圓, 日本思想史の基礎知識, 昭和49年, 有斐閣, pp. 354~7.
- 39) 例えば榎本鐘司, 北信濃における無双直伝流の伝承について, スポーツ史学会第7回大会発表抄録集, 平成5年, pp. 12~13; 和田哲也・友添秀則, 近世後期における剣術のスポーツ的展開,

- 体育学研究, 38—5 : 337~348を参照。
- 40) 警視庁警務部教養課, 警視庁武道史九十年史, 昭和40年, 警視庁警務部教養課, pp. 19~21.
 - 41) 老松信一, 柔道五十年史, 昭和30年, 時事通信社, p. 39.
 - 42) 東京大学教養学部保健体育研究室, 身体運動学, 平成4年, 東京大学出版会, p. 214.
 - 43) 老松(前出昭和30年) p. 4.
 - 44) 今村嘉雄, 十九世紀における日本体育の研究, 昭和42年, 不昧堂, p. 885.
 - 45) 老松(前出昭和30年) p. 5~6.
 - 46) 今村(前出昭和42年) pp. 884~5. また体操伝習所については今村, 嘉納, 学校体育の父リーランド博士, 昭和43年, 不昧堂を参照。
 - 47) 渡辺一郎, 史料明治武道史, 昭和46年, 新人物往来社, p. 73.
 - 48) ibid. p. 73.